

## 第5回人権救済条例見直し検討委員会議事録

### 1 日時等

- (1) 開催日時 平成18年9月7日(木)午前10時から正午まで
- (2) 開催場所 鳥取県立図書館大研修室(鳥取市尚徳町)
- (3) 出席者名 委員：永山会長、朝倉委員、大田原委員、國歳委員、田村委員、中村委員、樋口委員、安田委員  
事務局：瀧山総務部長、柴田次長、安田人権推進課長

### (4) 議 事

- ア 人権救済制度の状況について
- イ 次回の開催等について

### (5) その 他

- ア 公開又は非公開の別 公開
- イ 傍聴者数 約10人

### 2 議 事

#### (1) 人権救済制度の状況について

本日の検討目的は人権侵害事件処理規程(以下「規程」という。)による人権救済制度と人権救済条例との比較ではないことを確認した上で、規程による人権救済制度について検討が行われた。鳥取地方法務局からの文書回答による検討のため、推論とならざるを得ず深く検討できないなどの指摘もあったが、結論として、次の2点が確認された。

人権全般を網羅的に取扱う規程の制度の限界や問題点が国の審議会等でも指摘されているが、その問題点等の理由は何か、ということをも答申に反映させる。

人権救済委員会に要求される能力はどのようなものか、また、これを満たすことが実質的な独立性にもつながることを共通の理解として答申に反映させる。

意見の要旨は次のとおり。

法務局へ寄せられている相談の多くは私人間の事案で、救済措置のほとんどが「援助」であるから、相手方との調整や勧告が必要な事案は少なく、人権の問題というよりもむしろ法律的な問題、私生活上のトラブルが多いと推察される。私生活上のトラブルを全部扱うことができるのか疑問。

また、暴力、虐待などにこの規程で対処できるのか。最終的に司法につなぐことしかできないのであれば、法律相談の充実などが求められる。

規程と人権救済条例との比較検討ではないが、取扱う事案は共通する部分が多いので、この規程を検討することが条例の検討にもつながると思う。

例えば「援助」によりほとんど解決できているのであれば、条例により取り扱う必要があるのかないのか検討が必要ではないか。

法務局が人権救済機関として機能しているのかどうか、そもそも深刻な事案のすべてが法務局へ持ち込まれているのか、持ち込まれていないものはどうなっているのか、という論点もある。

人権擁護委員には専門的な人ばかりでなく、専門的な対応が弱い場合もあると推察される。しかし、既存の制度を充実することなく、すぐに条例が必要との極端な議論をするべきかどうか疑問。

違法性のレベルと立証のいずれかにおいて司法救済に及ばない事案への対応方法が問われており、司法につなぎやすく、立証できる方法を的確にアドバイスできる機関が対応するべき。また、犯罪に近い類型も多いので、法律部門につなげるのが適当であるが、人権救済機関の委員に弁護士を入れるのではな

く、制度として考えるべき問題。

人権擁護推進審議会は、専門性を有する人権擁護委員が必ずしも十分に確保されていないと答申しているが、ここで求められている専門性とは法律的な専門性だけなのか、児童の問題、DV等、個別事案に関する専門性なのか明らかにしていない。

また、国の制度でも専門性が確保されていないのに自治体の制度で確保できるのか、できるのであれば自治体の出番はあるという論点もある。

法律的な専門性とは法律を知っていることだけではなく、人権侵害の構造に対し、特に行政機関に対してはシビアな感覚が必要。憲法的にはこの専門性がないと人権救済はできない。

求められる解決には侵害行為の排除のような法的なものばかりでなく、被害者のケアなどもあり、これにはそれぞれの領域の専門家による対応が必要となる。

人権救済にあたる委員会には少なくとも 個別の分野に関する専門性、 紛争解決、調停、調整能力、 事実認定能力の3つの能力が求められる。

形式的ではなく、実質的な独立性を確保するためにも、その3つの能力は必要。

これまでの法務局の運用実態に関してはすべて推測の話。差別された当事者は法務局へ相談してないと感じており、法務局の事例は極く一部と思う。その理由は、専門性の問題なども考えられるが、当事者本人から聞いてみないとわからない。

差別の場合、まずその現実をいろいろな側面から見て事実認定をし、その後法的な検討をするといった手順が必要。

人権擁護推進審議会の答申で示された人権侵犯事件調査処理制度の問題点は再度検討が必要。例えば調査の実効性の問題などについては、国で解決できるのかどうか、自治体で取り組む余地、あるいは必要があるのかといった検討が必要ではないか。

また、全ての問題を解決しようとした場合、委員会の専門性の確保は委員数を増やしても無理で、県内にいる専門家達のネットワークの構築でしか実現できないのではないか。

## (2) 第4回人権救済条例見直し検討委員会助言者との意見交換での議論について

第4回人権救済条例見直し検討委員会にて行われた山崎新潟大学教授、大隈九州大学名誉教授との意見交換会での議論を基に、委員の間で意見交換が行われた。

意見の要旨は次のとおり。

助言者2人とも既に指摘されている条例の問題点をほぼそのまま指摘された。国の制度ができていない中で県が作ったことを評価されたが、条例を手直しすれば使えるのか、手直ししても使えないかの問題点の整理が必要である。子どもの虐待など個別独立した分野について、先進自治体でやっているようなオンブズ制度を創設するなど実効性のあるものを作った方がよく、この人権救済条例は廃止すべきと思う。

人権侵害を包括的に救済することは難しいが、個別のものを取り上げるという方法にすれば救済される人も出てくると思う。

各分野で人権が守られていない部分があるが、これを包括的に一括して一つの制度で救済できるか疑問。一つずつ個別に見て実効性あるシステムを作らないと漏れるものは多いとの印象を持つ。

2人の助言者の結論の一つは、条例の対象範囲は目的によって異なること。強制力を強くすれば狭く、提言、啓発や公権力による侵害を対象とするならば広くして良い。委員の能力とのバランスがあり、私人間の問題を広く対象とすれば、委員に能力のある人をどれだけ集めることができるかが問題になりこの実現は難しいが、個別の問題に限れば集めることができる。また、強制力がなければ専門的な能力はそれ程まで必要ないと思う。専門性の高くない人であっても長い間経験を積みれば専門家になっていけるので、一つの分野に集中して専門家を育てる仕組みが必要。被害者の救済のためには基本的な現場の知

識が必要で、法律だけやっても身に付かない。

人権問題全般のスペシャリストはいない。法律の専門家でもその分野は自由権、国際人権、社会権、参政権など個別に別れる。弁護士も依頼を受けて現場の知識を得て、経験をしてその問題の専門家となっていく。

人権救済の理念を否定する人はいない。しかし、自治体としての実現可能性は厳しく考える必要がある。助言によれば事務局に相当数の人を確保し、体制を整えなければならないが、限られた資源でそれができるのかシビアに考えるべき。また、条例の人権侵害類型を厳密にして救済していくのか、あるいは、見えていないものまで掘り起こして解決する問題発見機能まで持たせるのか、ということも問題になってくる。それに伴って強制力がどこまで認められるかの問題も出てくる。

(事務局) まず、独立性を確保するために県の組織でよいのかという問題がある。

県で作る場合、状況がわからない段階で完璧なものを狙うのではなく、状況に応じて対応するという考え方もある。県の限られた財源等の中で大規模なものを作ることは難しい。

県民の人権意識・感覚が関わっており、すべての人権の救済を図ろうとすると成り立たないと思うが、人権侵害は事実としてあるので、制度をいくつかの分野に絞って出発する。その際、一定の委員の数と金は無条件に出すということが大事。公表や強制力をどうするかはこの論点の後に議論すればいい。被害者に対する委員会、事務局のスタンスはどうなのか。被害者に深くコミットして問題を掘り起こしていくのか。そうすると公平性、客観性は保てるのか。加害者に不利益を強いるとなると加害者へも深くコミットしなければならなくなる。双方に深くコミットしていくのか、双方と距離を置くのか、よく議論しなければいけない。

子どもの問題などでは、面接による和解が最良。両者と深く関わることが必要で、その力が委員には必要。

私人間の侵害の場合は中立、公平性が重視される。公権力による侵害であれば、被害者側にコミットすることが必要。しかしこの2つの役割を委員会が使い分けができるか疑問。

人権救済と教育は本来一体であるとの助言があり、そのとおりだと思う。福祉に携わるわれわれも訴える側の話だけ聞くのではない。訴える側にもおかしきこともあり、その場合、訴える側の誤解等を解き、理解を促すなど、教育の意味合いが強くなる。日常生活の問題については、話し合い、調停で折り合いをつける中で人権教育をしていくべきと思う。

人権侵害ではないのに人権侵害という訴えが出された場合、訴えられる人が人権侵害を受けることになる。双方の間に立って、人権、人権侵害とは何かということ、相手方の気持ちを考える機会を与えることが大切。双方の救済を図るためには、強制力を排除し、訴える側と訴えられる側を一体として救済する設計図を作るしかないのではないか。

自治体の度量、能力に合わせて何か作れないだろうか。2人の講師は作るべく議論を重ねてくださいということだったと受け止めている。

(会長) 救済の目的、対象、法的効果などによって何等かの場合分けの必要があること、またそれは一本の条例では不可能なのかどうか、という論点に検討が及んでいると認識してよろしいか。(反対意見なし)

県の包括的な条例の策定を山崎教授は志は高いと評価したが、条例の内容については多くの問題点を指摘したように思う。

### (3) 次回の開催等について

次のとおり開催することが決定された。

ア 日程等 平成18年10月17日(火) 午前10時から正午まで 県庁第22会議室

イ 検討内容 外国人の人権問題について検討を行う。